屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		二百三十一万円
軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十八万円を加算した額	
軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合		百五十二万円
階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		百九十二万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		百五十二万円
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価		百三十五万円
法第三十条第二項の認定に係る評価		百三十五万円
法第三十一条第二項の認定に係る評価		四十六万円
法第三十七条第二号の認定に係る評価	コンクリート又は膜材料	六十六万円
	木質系材料	二百七十四万円
	鋼材、免震材料その他の建築材料	二百十八万円
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百十五万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二十九万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百四万円

屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合		百二十八万円
軒裏について加熱開始後特定避難時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	特定避難時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額	
軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合		百一万円
階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合		百二十八万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		九十五万円
法第三十条第一項第一号の認定に係る評価		八十四万円
法第三十条第二項の認定に係る評価		八十四万円
法第三十一条第二項の認定に係る評価		四十一万円
法第三十七条第二号の認定に係る評価		三十三万円
壁、柱、床その他の建築物の部分に関する法第六十一条の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十一万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十六万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十一万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十二万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百二万円